

ID: 238

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水事業分担金徴収条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第151号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 分担金は、第2条に規定する受益者に賦課するものとする。</p> <p>2 町長は、当該分担金の納期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 分担金は、当該年度に一括納付するものとする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(分担金の被徴収者の範囲)</p> <p>第2条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>2 前項の「受益者」とは、事業を実施する区域内の汚水を排除する建築物(以下「建築物」という。)のある土地にあっては、当該建築物の所有者及び建築物のない土地にあっては、当該土地の所有者をいう。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する1口当りの分担金の額は、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日